

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年12月24日（平成27年（独個）諮問第44号）

答申日：平成29年1月23日（平成28年度（独個）答申第29号）

事件名：本人に係る特定期間の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成3年10月から平成5年11月分の該当する期間の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正取消届」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成27年10月9日付け年機構発第30号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、この取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

通知書に因る不開示の理由は、不存在（広辞苑には語句掲示なし）。元々から文書存在しないと解釈すれば、辻褄の合わぬ詭弁を弄して防御（開示に伴う不利）の為の欺瞞で、悪辣な隠蔽工作で有る。

ア 又、文書保存期間が理由に為らぬのは、昭和34年以降分は、紙からマイクロフィルムコンピューターと移管し、不存在なら年金改訂処理が不可能だ。当該特定年金機構（旧社会保険事務所）への確認で虚偽欺瞞増大。

イ 関係機関にどの様な調査を為し、結果を報告されたか皆無。個人情報保護法を全面に掲げ不開示とするが、本人の情報開示要求で有る。先に結論有りき官僚機構の常套対処処置で有る。

ウ 異議申立人は、当該期間以後（平成3年10月度から平成5年11月度分）、開示済の書類を事実掌握保管済み（不存在の否定の決定的証拠）。

エ 平成19年6月第一次安倍内閣の議員立法施行された年金受給権の時効撤廃制度も恐らく掌握しながら無視，断じて許し難い。

オ 特に不存在提示理由は辻褄の合わぬ意図的な虚偽隠蔽が明白で有る。

カ 法人保険料滞納処理に関し（取締役議事録（役員会の承認））の添付を怠り規定義務違反を犯し法的根拠を逸脱する重大な瑕疵である。

（異議申立人は、平成3年10月～5年11月，平成9年11月下旬頃は、平取締役）

キ 以上，公平なる判断に基づき，法令遵守し即開示に応じる事厳命する。

（2）意見書

ア 1回目の意見書

経過①② 文書保存期間2年を不開示の決定理由にするが，紙からオンラインに異議申立人要求開示内容は現在保管（平成24年4月特定年金事務所で確認済 添付書A）されているのは立証。遡及及び訂正が，異議申立人代表者該当期間（平成6年1月分～平成9年5月分）は，平成25年11月25日付被控訴人（国）証拠書類乙2～乙7号を提出している。異議申立人が保管はコジツケで有る（添付書B）。

今回開示要求分（平成3年10月分～平成6年12月分）は，オンラインでも開示除外され，特定年金事務所が法人滞納分を異議申立人納付済み保険料で相殺処理を為したのは，明白な違法行為（法的擬制）で，異議申立人は代表者就任後（添付書C）の滞納処理に応じたのは従業員に対する自責の念から，処理書類も瑕疵を犯しており書類不備は歴然で，個人分期間を除外したのは恣意的で個人情報室の個人情報保護審査室の通知（不存在）も同様であると確信する。

調査確認の月日（平成27年9月15日）は，詭弁を弄し虚偽を報告している。異議申立人は，特定年金事務所に平成27年11月17日及び平成28年1月14日訪問面談，A室長及び課員の調査確認報告通りの報告を受けたのは27年11月17日又特定年金事務所に平成28年1月14日本庁よりの調査確認問い合わせのため訪問，A室長よりごく最近文書にて報告受理した旨確認する。

辻褄の合わぬ9月15日報告は，嘘で詭弁を弄し異議申立人を馬鹿にしている。

12月2日経営企画部総務室（B，C，D三氏）面談時にも報告無く，異議申立人が詳細調査報告の要求をしたもので有り，報告書日時は作文で有る。

開示要求書類を事業主が自ら保管の可能性を指摘するが、大阪高等裁判所に（国）厚生省が証拠証明として提出したもので指摘は論外で有り、情報開示には関係ない。

一連の報告に対し、不明朗、不信感、不透明、不合理、不公平、不十分、不誠実、不遜に満ち溢れた報告書を即廃棄し開示を厳命する。

余談だが、不存在とは元から現存せぬ事、異議申立人要求書類は現存した物、「不存在文言」は、日本中国大辞典には掲示されている。

イ 2回目の意見書

平成28年7月8日付（E新聞）所轄旧保険事務所が、年金加入記録を正しく確認する方法が確立されていなかったとし、組織としての問題として判断され、又、請求権時効消滅に付いても認めなかった（記事コピー添付）。

この判決を年金機構は、如何に対処するのか。

異議申立書（平成27年独個諮問44号）の不開示に対する平成28年2月2日付に対する諮問庁の回答は、約半年間経過するも何の音沙汰なし。

貴通知（府情第309号）で安易に一件落着と処理しているのか。権威をかさにきたお役人様の尊大で無責任で怠慢さには呆れる。（府の表示通知番号にも疑問）。

情報公開申請は、平成27年9月11日で有る。一方的非公開方針は、事実を顧みない不明朗で詭弁や捏造で事実関係で信頼できぬ論議に依拠して到底不開示に承服できぬ。

不開示の方針は、防御（認めぬ、払わぬ）の為で、先に結論ありきで法人滞納保険料を個人（代表者も含む）の納付済み保険料で相殺した重大な瑕疵と、法の基本をも犯している。（国際法で認められている法的擬制を犯している）

「被保険者資格記録訂正届」「被保険者報酬月額変更届」自体にも必要な添付書類の不備が歴然であり、当時の特定社会保険事務所分任収入官吏に依り不当処理された。誰の為の組織機構か根底から逸脱していて、加入記録を正しく判断することが確立されていなかった証拠であり、組織機構が違法だと認識しながら処理を行っていた。

以下は、前回の異議申立書に対する不開示理由書に全て承服できず再度回答を求める。

(ア) 文書記録は、紙ではなくオンラインで保管されている。文書保存期間を善いとするは論外。現に（国、年金機構）が大阪高等裁判所で証拠書類として提出し承認されている。

月額変更届の存在の有無についての貴調査日時は全くデタラメで虚偽報告である。

詳細調査依頼日の2カ月以前の報告は有り得ない。馬鹿にするな。又、ここでも「不存在」の語句を使用するも広辞苑にも掲載されていない。日本語で無い語句の使用は常識外。

虚偽、隠蔽で無く妥当と主張するが、明確な説明理由が無く不開示回答を要求する。

(イ) 異議申立人の「不知」を指摘するが、全くの無知は諮問庁。異議申立人は充分理解した上で査定処理のオンラインデータ処理に瑕疵が有る為情報開示を要求しているのである。

平成5年12月度より平成9年4月度の「被保険者報酬月額変更届」の開示を再度請求するものである。

不開示の判断の場合は、しかるべき手段にて対抗する。

平成28年9月15日までに回答されたし。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

本件異議申立てに係る経過は以下のとおりである。

平成27年9月11日付で異議申立人から、平成3年10月から平成5年11月分の該当する期間の、

- ① 「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」(以下、第3では「月額変更届」という。)及び、
- ② 「健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正取消届」(以下、第3では「資格記録事項訂正取消届」という。)について、開示請求があった。

①の文書については、文書保存期間の2年を経過していたため文書不存在により不開示決定を行った。

②の文書については、届出が確認できないため文書不存在により不開示決定を行った。

しかし、異議申立人は、

- (1) 文書保存期間が理由にならないのは、昭和34年以降分は紙からマイクロフィルムコンピューターへ移管し、不存在なら年金改定処理が不可能だ。
- (2) 関係機関にどのような調査をなし、結果を報告されたか皆無。個人情報保護法を全面に掲げ不開示とするが、本人の情報開示要求である。先に結論ありき官僚機関の常套対処処置である。
- (3) 異議申立人は当該期間以後(平成3年10月度から平成5年11月度分)開示済の書類を事実掌握保管済み(不存在の否定の決定的証拠)
- (4) 平成19年6月第一次安倍内閣の議員立法施行された年金受給権の時効撤廃制度も恐らく掌握しながら無視。断じて許しがたい。

として、平成27年11月2日付で異議申立てを行ったものである。

なお、異議申立ての要件に不備があったため、平成27年11月18日付けで補正を依頼し、平成27年12月2日受付で、再度、補正後の異議申立書を受付した。

その際、先の(1)から(4)の異議申立ての趣旨及び理由に加えて、
(5) 特に不存理由は辻褃の合わぬ意図的な虚偽隠蔽が明白である。
(6) 法人保険料滞納処理に関し、取締役議事録(役員会の承認)の添付を怠り規定義務違反を犯し法的根拠を逸脱する重大な瑕疵である。
との付記があった。

2 諮問庁としての見解

本件の論点は、①「月額変更届」の文書保管期間経過の保管の有無、
②「資格記録事項訂正取消届」の受付事実の有無と考える。

(1) 「月額変更届」の文書保管期間経過後の保管の有無について

社会保険オンラインシステムの被保険者資格記録照会回答票画面の記録により、平成4年8月1日資格年月日(処理年月日:平成4年8月24日)に「原因」として「月変」の表示があることから、平成4年当時「月額変更届」を受付し、処理を行ったことが確認できる。

しかしながら、昭和39年5月21日付庁保発第20号の「文書の保存期間の基準について」によると、「月額変更届」の文書保存期間は2年間と定められており、当時の特定社会保険事務所においても、当時、当該通知に基づき、2年経過後に「月額変更届」を廃棄していたと考えられる。

なお、平成4年当時の「月額変更届」の存在の有無については、以下のとおり確認を行ったが、該当する文書はなかった。

- ・ 年金事務所2階適用調査課の保管庫を適用調査課長及び職員2名が確認。(検索日:平成27年9月15日)
- ・ 年金事務所4階倉庫を適用調査課長、職員2名が確認。(検索日:平成27年9月15日)
- ・ 年金事務所外部倉庫に送り込んでいる保管書類の一覧表を適用調査課長が確認。(検索日:平成27年9月15日)

上記の他に、当時の資料が保管されている所はない。

(2) 「資格記録事項訂正取消届」の存在の有無について

社会保険オンラインシステム上、「資格記録事項訂正取消届」を受付して、処理を行っていた形跡は認められない。

また、「資格記録事項訂正取消届」の存在の有無については、以下のとおり確認を行ったが、該当する文書は無かった。

- ・ 年金事務所2階適用調査課の保管庫を適用調査課長及び職員2名が確認。(検索日:平成27年9月15日)
- ・ 年金事務所4階倉庫を適用調査課長、職員2名が確認。(検索日:

平成27年9月15日)

- ・ 年金事務所外部倉庫に送り込んでいる保管書類の一覧表を適用調査課長が確認。(検索日:平成27年9月15日)

上記の他に、当時の資料が保管されている所はない。

資格記録事項訂正取消届の文書保存期間も庁保発第20号の通知によると、月額変更届と同様に2年と規定されており、文書の保存期間はすでに経過している。

以上の見解により、異議申立ての趣旨のうち上記1(5)については、文書不存在の理由は明確であり意図的な虚偽隠蔽ではないことは明らかであると考える。

また、異議申立ての趣旨のうち上記1(1)については、紙媒体の各種届出書は社会保険オンラインシステムに入力され、その入力された結果に基づいて年金の裁定処理等が行われるため、異議申立人の主張は不知による誤解であると考えられる。

また、異議申立ての趣旨のうち上記1(3)については、異議申立人が当該届出義務のある事業主であったことから届出自体の控えを自らが保管していた可能性は否定できない。なお、請求書類の対象期間である平成3年10月から平成5年11月分以降の、平成6年から平成9年当時の届書については、異議申立人が事業主であった当時の事業所が社会保険料を滞納していたことから、当時の特定社会保険事務所の徴収課担当の判断にて、平成6年から平成9年当時の届書を徴収関係の書類と併せて保管しており、その後の異議申立人の審査請求の証拠書類として写しを保管していた経緯がある。

なお、異議申立ての趣旨のうち上記1(4)及び1(6)については、原処分とは無関係な内容のため、特段の見解は述べない。

3 結論

以上のことから、本件については、処分庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年2月4日 異議申立人から意見書を収受
- ④ 同年7月29日 異議申立人から意見書を収受
- ⑤ 同年12月20日 審議
- ⑥ 平成29年1月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報とは、「平成3年10月から平成5年11月分の該当する期間の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正取消届」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報が記録された「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」(以下「文書1」という。)は、報酬が大幅に変わったときに行われる標準報酬月額の随時改定に該当する被保険者がいる場合に、事業主が行う届出である。また、同じく本件対象保有個人情報が記録された「健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正取消届」(以下「文書2」という。)は、文書1により届け出られた変更後の報酬月額のほか、資格取得年月日、資格喪失年月日などの被保険者の資格内容等についての訂正又は取消しの必要がある場合に、事業主が行う届出である。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 文書1に記録された保有個人情報について

(ア) 社会保険オンラインシステムの記録を確認したところ、本件対象保有個人情報の対象期間である平成3年10月から平成5年11月までの間に該当する平成4年8月1日に、文書1により標準報酬月額に変更があったことを示す「月変」の表示があることから、当時、文書1を受付し、処理を行ったことが確認できる。

(イ) しかし、当時の社会保険庁の文書の保存期間を定めた「文書の保存期間の基準について」(昭和39年5月21日庁保発第20号)により、文書1の保存期間は2年と定められており、当時の特定社会保険事務所において、当該通知に基づき、2年経過後に文書1を廃棄していたと考えられる。

(ウ) さらに、特定年金事務所では、文書1につき、当該年金事務所の3か所ある文書の保管場所全てについて、次のとおり調査を行ったが、その存在を確認することはできなかった。

a 年金事務所2階適用調査課の保管庫を適用調査課長及び職員2名が確認。(検索日:平成27年9月15日)

b 年金事務所4階倉庫を適用調査課長、職員2名が確認。(検索日:平成27年9月15日)

- c 年金事務所外部倉庫に送り込んでいる保管書類の一覧表を適用調査課長が確認。(検索日：平成27年9月15日)
- イ 文書2に記録された保有個人情報について
 - (ア) 社会保険オンラインシステムの記録を確認したところ、本件対象保有個人情報の対象期間である平成3年10月から平成5年11月までの間に、文書2を受付して、処理を行った形跡は認められない。
 - (イ) 文書2の保存期間は、上記の社会保険庁通知によると、文書1と同様に2年と規定されており、文書2の保存期間は既に経過している。
 - (ウ) さらに、特定年金事務所では、文書2につき、当該年金事務所の3か所ある文書の保管場所全てについて、次のとおり調査を行ったが、その存在を確認することはできなかった。
 - a 年金事務所2階適用調査課の保管庫を適用調査課長及び職員2名が確認。(検索日：平成27年9月15日)
 - b 年金事務所4階倉庫を適用調査課長、職員2名が確認。(検索日：平成27年9月15日)
 - c 年金事務所外部倉庫に送り込んでいる保管書類の一覧表を適用調査課長が確認。(検索日：平成27年9月15日)
- (3) 当審査会において、諮問庁から、上記の社会保険庁通知及び社会保険オンラインシステムの帳票の提示を受けて内容等を確認したところ、諮問庁の説明のとおり、社会保険庁通知については、文書1及び文書2の保存期間は、いずれも2年であることが確認され、また、社会保険オンラインシステムの帳票については、文書1に関して平成4年8月1日の資格年月日に「原因」として「月変」の表示が認められ、文書2に関して本件対象保有個人情報の対象期間である平成3年10月から平成5年11月までの間に文書2を受付して処理を行った形跡は認められなかった。
- 上記(2)のとおり、諮問庁の説明は、当時の法令、通知等を確認した上でのものであり、処分庁の社会保険オンラインシステムへの確認及び文書の探索も不十分であったとはいえ、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明には特段、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。
- (4) 以上のことから、処分庁において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。
- 3 異議申立人のその他の主張について
異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子